

序 章 はじめに

1. 計画作成の背景と目的

新見市は、岡山県の最西北端、一級河川高梁川の源流域にあり、総面積の8割以上を森林が占める自然豊かな中山間地域です。中国山地と高梁川水系の河川がもたらす恵みを生かしつつ、山陽と山陰の中間地点という交通の要衝として発展を遂げる中で、地域に根ざした歴史文化を脈々と育んできました。

本市には、160件を超える国・岡山県・市指定等文化財や4,000件以上の未指定の文化財が存在しています。それらの保存、管理、継承、活用について、文化財保護法や県・市文化財保護条例、関連補助金交付要綱等に基づき、支援や対策、助言などの取り組みを進めています。

文化財は、これまで所有者を始め地域住民などに守られ、伝えられてきました。しかし、人口減少や少子高齢化など地域社会を取り巻く状況の変化により文化財を守る人、伝える人が失われ、文化財の継承を困難にし、ひいては滅失や散逸の危機が迫っています。

また、先人が守り伝えてきた歴史文化は、地域の日常生活に溶け込み、当たり前にあるものでしたが、近年は、これらの貴重な遺産が生活の変化などにより、その価値が顕在化されないまま風化しつつあります。

本市は、こうした様々な課題を解決するため、文化財の価値や魅力を、市民が共有し、将来にわたり保存・活用するための指針や具体的なアクションプランとして、「新見市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という。）を作成しました。

地域計画により、市民、文化財所有者、観光商工関連団体、教育研究機関、行政などが連携しながら、地域縦がかりで継続性・一貫性のある文化財の保存・活用に取り組むことで、持続可能な地域づくりを目指します。それにより地域の歴史文化への愛着や誇りが醸成されるとともに、文化財を未来に繋いでいくことが可能になると考えています。

2. 計画の位置付け

(1) 文化財保存活用地域計画について

地域計画は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 183 条の 3 に基づき作成する、「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」です。

(2) 新見市文化財保存活用地域計画の位置づけ

地域計画は、前項（1）の規定のもと、本市の最上位計画である、「第 3 次新見市総合計画」（以下、総合計画）に基づいた、本市の文化財行政に係る総合的な計画です。

併せて、「岡山県文化財保存活用大綱」との整合を図るほか、総合政策ならびに教育、文化財、福祉、土地利用、基盤整備、産業、観光、環境、防災、自治、まちづくり、様々な分野に係る個別計画及び施策との整合、調整、連携を図ります。

また、地域計画は、平成 20（2008）年に制定された「新見市民憲章」に掲げる「（前文）豊かな自然と歴史と文化に育まれた郷土を愛し」「（本文）いにしえのこころとロマン伝えよう」の理念に基づいています。

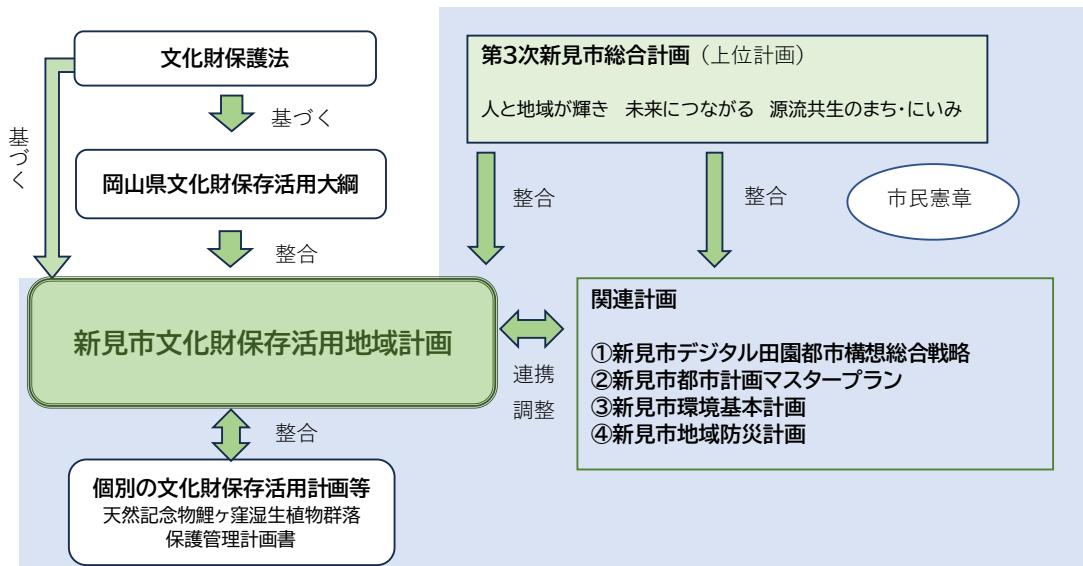


図 序-1 新見市文化財保存活用地域計画の位置づけ

(3) 上位計画、主な関連計画、大綱の概要

1) 上位計画

第3次新見市総合計画

令和2(2020)年6月策定

計画期間：令和2(2020)年度～令和11(2029)年度

本市のまちづくりの指針となる最上位計画で、本市が目指す将来像や目標、各行政分野における施策の方向性を示し、市政を総合的かつ計画的に運営していくための指針となるものです。令和2年度に策定した前期計画に引き続き、令和7年度に後期計画を策定しました。

本市の目指すまちの将来像として、「人と地域が輝き　未来につながる　源流共生のまち・にいみ」を掲げています。地域資源を最大限に活用して、個性と魅力を創造することで、住み続けたい人が増えるまちをつくるため、各種施策を展開します。

行政分野のうち、教育・文化・スポーツの施策の方向性は、「誰もが生き活きと輝く個性を育むまちをつくる」とし、その中でも地域計画に密接に結びつく文化財、文化芸術に関する行動計画は以下のとおりです。

市民学習・文化芸術の分野での行動計画の目標は「いつでも・どこでも・だれでも生涯学び合うまちを実現する」で、主な施策は市民学習の充実や文化芸術活動の普及などです。

また、歴史・文化財の分野での行動計画の目標は「歴史・文化財を守り伝えまちづくりに活かす」としています。これにより、次代に伝えるべき貴重な資産として文化財の保存・活用を推進します。

2) 関連計画

①新見市デジタル田園都市構想総合戦略

令和7(2025)年3月策定

計画期間：令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

令和6(2024)年度まで「第2期新見市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を展開し、総合計画の後期計画への移行に合わせ、後継の総合戦略として新見市デジタル田園都市構想総合戦略を策定しました。

人口減少に歯止めをかけ、地域内経済の好循環を実現するため、デジタルの力を活用し

つつ、これまでの取り組みを更に発展させていくものです。四つの重点目標が設定され、重点目標 4 「魅力的で持続可能な地域をつくる」 の実現のため、「歴史・文化財を守り伝えまちづくりに活かす」 取り組みを進めます。

②新見市都市計画マスタートップラン

令和 2(2020)年 11 月策定

計画期間:令和 2(2020)年度～令和 22(2040)年度

都市計画法（第 18 条の 2）に定められている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、総合計画や国・県の将来計画を踏まえて策定しました。本市における都市の将来像や、土地利用を明らかにして各地域のまちづくりの方針を定めることにより、都市計画の基本的な指針の役割を果たすものです。

③新見市環境基本計画

令和 5(2023)年 3 月策定

計画期間:令和 5(2023)年度～令和 14(2032)年度

総合計画を環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、上位計画である「第五次環境基本計画」や「岡山県環境基本計画（エコビジョン 2040）」の内容を踏まえるとともに、本市の関連計画との整合を図りつつ、本市が推進する環境施策や、市民・事業者・市民団体の環境に配慮した取り組みに対して基本的な方向性を示します。

文化財の関連では、基本目標 4 【生活環境】の「地域の特色を活かした安全・安心で美しいまち」を目指すため、基本施策 2 の「特色ある美しい生活環境の形成」で、「②歴史・文化の保存・継承」に取り組みます。

文化財の実態調査やデータベース化、地域住民や市民団体などと連携した保存活動など、適正な保存に向けた各種取り組みを推進することとしています。また、地域の歴史文化を保存・継承するため、後継者の育成を図ることとしています。

④新見市地域防災計画

令和 4(2022)年 3 月策定

計画期間を定めず

災害対策基本法第42条の規定に基づき、新見市防災会議が本市に係る防災に関し、本市及び防災関係機関が処理すべき事務または業務について総合的な運営を計画化したものです。これを効果的に活用することによって、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的として策定しました。

文化財の保護のため、住民の愛護精神の高揚を図り、文化財の適切な管理体制の確立、防災施設の整備促進を図ります。

3) 文化財に係る個別の関連計画

天然記念物鯉ヶ窪湿生植物群落保護管理計画書

平成18(2006)年3月策定

計画期間を定めず

天然記念物鯉ヶ窪^{こいがくぼ}湿生植物群落【国】※は、吉備高原の北西部、標高550mに位置する湿原に、オグラセンノウやビッチュウフウロといった湿生植物が群落し貴重であることから、後世まで残し伝えることを目的として、保護の指針となる保護管理計画として策定しました。基本方針として、「生態系としての湿原の保全」「他地域からの動植物の導入禁止」「自然理解に基づく保全対策の立案」「自然学習・自然理解への貢献」「地域住民の参加」を掲げ、湿生植物の生育環境の保護保全、文化財の保存と活用を図ることとしました。

※地域計画内では国指定文化財は物件名に続けて【国】と表記します。また、県指定、市指定、国登録有形文化財も同様に物件名の後に【県】、【市】、【国登】と表記します。

4) 大綱

岡山県文化財保存活用大綱

令和元(2019)年11月策定

文化財保護法第183条の2第1項に基づく、岡山県における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱です。

県内の文化財を県民協働で確実に保存し、その活用を図ることで親しみながら次世代へ継承していくことを基本方針とします。未指定文化財を含めた県内文化財の全体的・網羅的な調査・研究に努め、文化財としての価値が高いものは、法令に基づく指定などによる

保護を積極的に行います。文化財を貴重な地域資源として確実に保存するため、適切な周期での修理や耐震化及び防火防犯対策を推進するとともに、保存修理に必要な補助財源の確保などによる所有者支援にも努めます。また、様々な機会を捉えた教育による郷土理解の推進、大学等と連携して専門人材や実践リーダーの育成、ユニークベニューへの利活用、美装化などによる観光資源としての質の向上、わかりやすい解説の整備、多言語化及び国内外に向けた情報発信など、文化財の本質を的確に押さえながら、それぞれの特徴を最大限に生かした柔軟な活用を進めていきます。

3. 計画期間

地域計画は、令和 8（2026）年度～令和 17（2035）年度の 10 年間とします。この期間の前年、令和 7（2025）年に総合計画の後期行動計画が開始されたことに伴い、一体的に措置等を地域計画に反映させました。そのほか、文化財を取り巻く社会的な要因の変化や調査・整備の進展、財政状況、計画に記載した取り組みの進捗状況を踏まえ、文化財保護行政機関及び文化財保護審議会で審議を行い、必要に応じて見直し、改善するなど、保存・活用の取り組みを円滑かつ効果的に推進していきます。

「計画期間の変更」「区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」が必要と判断されれば、文化庁長官による変更の認定を受けることとし、それ以外の軽微な変更の場合は、県及び文化庁に報告することとします。また、令和 12（2030）年度に中間見直しを実施し、必要な修正を行って次年度以降の地域計画へと反映させます。計画期間終了前の適当な時期に、それまでの進捗管理を踏まえた自己評価を行います。

	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)
第3次 新見市 総合計画	後期計画										
新見市文化財 保存活用地域 計画						中間見直し					

図 序-2 市の上位計画と地域計画スケジュール

4. 地域計画における「にいみ遺産」の定義

文化財保護法が定義する「文化財」とは、有形文化財（建造物・美術工芸品）、無形文

化財（演劇・音楽・工芸技術等）、民俗文化財（有形の民俗文化財・無形の民俗文化財）、記念物（遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物）、文化的景観（地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地）、伝統的建造物群（宿場町、城下町、農漁村などの歴史的な集落・町並み）の六つの分類です。このうち重要なものについて、指定、選択、選定、登録することにより保護の措置が図られてきました。また、文化財保護法では、第92条で土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）を、第147条で文化財の保存に欠くことのできない伝統的な技術又は技能（文化財の保存技術）を保護の対象としています。

地域計画では、文化財保護法によって指定、または登録等された文化財を「**指定等文化財**」と呼称します。また、上記の六つの分類に当てはまるものの、未だ指定等の保護措置を受けておらず、本市の歴史文化、自然を語る上で重要なものとして、大切に受け継がれたものを「**未指定文化財**」と呼称します。

一方で、文化財の定義には当てはまらないものの、人々の長い営みの中で生み出され、育まれ、今まで守り伝えられてきた地域を特徴づける歴史的・文化的・自然的資源が数多くあります。例えば、伝承や地名、昔話などが想定され、地域計画では、文化財保護法で定義される文化財に加えて、文化財の枠に収まらないそれらも含めて幅広くとらえ、「**にいみ遺産**」と呼びます。計画の対象とし、市民全体の共有の財産と考えていきます。



図 序-3 にいみ遺産の定義図